



様式第7号(第7条関係)

令和5年 10月 18日

事業計画届出書

ときがわ町長 宛て

届出者 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号  
氏 名 株式会社エネウィル  
代表取締役社長 坂根 多加弘 印  
電話番号 03-4476-8053

ときがわ町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第12条第1項の規定により、  
関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 発電設備の名称	太陽光ビレッジときがわ1ソーラーウェイ
2 設置場所	ときがわ町大字玉川字地家前 4216番1 外3筆
3 敷地面積及び現況地目	敷地面積 3,227 m <sup>2</sup> (□実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公募) 現況地目 □宅地 □田 <input checked="" type="checkbox"/> 畑 □山林 □その他 ( )
4 土地の形状変更面積 及び体積	切土面積 280 m <sup>2</sup> 切土体積 19.0 m <sup>3</sup> 盛土面積 76 m <sup>2</sup> 盛土体積 15.1 m <sup>3</sup>
5 発電出力	250.0 kw
6 発電事業者	住所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 氏名 株式会社エネウィル 代表取締役社長 坂根 多加弘
7 着工予定年月日	令和 5年 12月 18日
8 稼働開始予定日	令和 6年 2月 29日
9 発電事業の設計者	住 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 氏 名 TSE株式会社 代表取締役 高木 淳次 連絡先 03-3525-8703
10 発電事業の工事施工者	住 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 氏 名 TSE株式会社 代表取締役 高木 淳次 連絡先 03-3525-8703

11 発電事業の工事管理者	住 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 氏 名 T S E株式会社 代表取締役 高木 淳次 連絡先 03-3525-8703
12 保守点検、維持管理予定者	住 所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 氏 名 株式会社エネウィルパワーエンジニアリング 連絡先 03-4476-8053
13 事業終了時の対応※1	<input type="checkbox"/> 検討済 <input checked="" type="checkbox"/> 未定 将来計画及び概算費用 (廃止の予定は無いが、仮に撤去する場合は初期費用に 計上したのから捻出する)
14 添 付 書 類	別添のとおり※2

※1 「事業終了時の対応」は、発電設備を廃止した場合の将来計画をあらかじめ検討した結果  
について、その計画内容及び概算費用並びに経費の調達方法等について記載すること。

※2 別添添付書類を添付すること。

#### 添付書類

- (1) 太陽光発電計画認定申請書及び権利者の証明書の写し
- (2) 事業者を証明する書類(法人の場合は定款及び履歴事項全部証明書、個人の場合は  
住民票抄本)
- (3) 資金計画(設置後20年間分の資金の流れを含む収支内訳書)
- (4) 事業者と申請者が相違する場合は委任状
- (5) 位置図(縮尺1/2500以上)
- (6) 現況図(縮尺1/500以上)及び現況縦横断面図(縮尺1/500以上)
- (7) 公図(事業区域及び隣接地の地番、面積、所有者の住所氏名等(当該土地に建築物  
が存在する場合はその所有者の住所氏名等を含む。))を記入するとともに、道水路を  
表示すること)
- (8) 事業区域の土地登記事項証明書(当該土地に建築物が存在する場合は家屋登記事項  
証明書を含む。)
- (9) 土地所有者等の承諾書 (様式第3号)
- (10) 隣地土地所有者の同意書 (様式第4号)
- (11) 説明会等結果報告書(様式第6号)及び添付書類
- (12) 土地利用計画図(縮尺1/500以上)
- (13) 境界点位置図(縮尺1/500以上)
- (14) 排水計画断面図(縮尺1/500以上)
- (15) 雨水排水計算書(別表第3及び別表第4参照。林地開発等の場合は埼玉県の指導に  
よるものとする。)
- (16) 造成計画平面図及び断面図(縮尺1/500以上)
- (17) 工作物設計図(平面図、立面図及び断面図、縮尺1/100以上)
- (18) 工程表
- (19) 土量計算書
- (20) 道路及び水路占用許可書の写し
- (21) 道路及び水路境界確定に係る証明書の写し並びに施工承認の写し
- (22) 事業区域現況写真
- (23) 太陽光パネル等仕様書
- (24) 架台断面図及び構造図(構造計算書を含む。)
- (25) 緊急連絡先一覧
- (26) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※（３）に掲げる資金計画は、保守点検を含む維持管理に要する費用及び撤去費の積立てに要する費用を計上すること。

※（１０）に掲げる隣地土地所有者の同意書は、事前協議時は省略することができる。

※（１５）に掲げる造成計画平面図及び断面図は、樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合は、省略することができる。

※ 営農型太陽光発電設備を設置する場合は、土地の形状その他の状況により、一部の書類を町と協議のうえ省略することができる。